

昭和38年10月1日

-3-

秋の交通安全運動はじまる

みんなで守ろう交通規則

10月21日から30日まで

この運動は、多発している交通事故を一件でも少なくするため、自動車運転者はもとより歩行者、自転車利用者等道路を利用するすべての人があれぞれの立場で交通法規を守つて、正しい交通のあり方と交通安全の心構えを身につけ明るい生活を送るため、県民の総力をあげて交通のスローガンのもとに、次のことを運動の目標として行います。

議会、交通安全協会富士地区支部、富士警察署等が主体となつて富士駅周辺地区交通安全全対策協議会が主催する

（1）歩行者、自転車乗りの正しい通行

（2）譲り合いの気持による横断歩道での一時停止の励行

（3）踏切における一時停止の励行

（4）道路不正使用の排除

（5）車輌の完全整備の励行

（6）優良運転者の車に「安全運転モデル車」ステッカーの貼付

（7）「こども一日巡ら隊員」の実施

（8）市町村及び会社、事務所等における秋の交通安全運動PR資料の配布

（9）踏切道における事故想定訓練の実施

（10）「一日交通警察官」の実施

（11）事故現場写真の移動展示会の開催

（12）交通事故相談所の開設

（13）「県民交通安全全日」の設定と「一日交通警察官」の実施

（14）事故現場写真の移動展示会の開催

（15）「皆んなで守ろう交通規則」と題する書類についても充分ご注意願います。

（16）組での話し合い活動の実施

（17）「うかこのような痛ましい事故が二度と起らないよう日頃の注意

（18）心を喚起するよう家庭における

（19）集会についても充分ご注意願いま

す。

ふえる子供の事故

本年一月から八月までに発生

したことの事故は

静岡県下では

件数 一、五六二件

死者 四七名

傷者 一、五六〇名

富士署管内では

件数 五六件

死者 二名

傷者 五四名

と多数が発生しています。

（1）車の直前直後の横断

（2）幼児の一人歩き

この事故の原因は

（1）車の直前直後の横断

（2）幼児の一人歩き

新規農林関係制度金融の貸付について

この貸付を受けようとする者は、農業を営む個人または農業生産法人であつて一定の資格条件を満している

者に限られています。この貸付資金には①農地等取得資金②自作農維持資金③果樹園經營改善資金④財産經營

拡大資金の四つにわけられ、それぞれの用途によつて貸付られます。貸付条件、その他利息等について

★くわしいことは直接、市農務課へお尋ね下さい。